

船舶事故調査報告書

令和8年2月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和7年7月28日04時00分頃～14時35分頃の間） （医師による死亡推定時刻：28日09時頃）
発生場所	不明（島根県知夫村知夫里島南方沖）
事故の概要	漁船福漁丸が航行中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和7年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福漁丸、2.85トン SN3-18993（漁船登録番号）、個人所有 7.94m（Lr）×2.00m×0.82m、FRP ディーゼル機関、73kW（動力漁船登録票による）、昭和52年5月17日
乗組員等に関する情報	船長 84歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年9月17日 免許証交付日 令和2年11月18日 （令和8年9月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船首部外板に破口、操舵室囲壁等に圧壊、主機等に濡損（写真1、写真2参照）



写真1 本船の損傷
(漁業協同組合提供)



写真2 本船の船首部の損傷
(漁業協同組合提供)

気象・海象

気象：天気 晴れ、視界 良好

本船発見場所（後述）の北北東方約6海里（M）に位置する海士地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。

時刻	項目 気温 (°C)	風向・風速			
		平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
04:00	25.4	東北東	1.2	北東	2.1
05:00	25.4	東	0.6	北東	0.9
06:00	25.6	東北東	0.6	東北東	0.9
07:00	28.2	北	0.5	西北西	1.4
08:00	30.5	西北西	1.1	西北西	2.4
09:00	31.0	北西	1.4	西北西	3.1
10:00	31.6	北北西	1.6	西北西	3.7
11:00	32.5	北北西	1.9	北北西	3.2
12:00	32.2	北北西	1.9	西北西	3.9

海象：海上 平穏、潮流 微弱な西流、水温 約20℃

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和7年7月28日04時00分頃、知夫里島の知夫漁港を出航し、同島南方沖の漁場に向かった。

船長の親族は、ふだんは午前中に帰宅する船長が、14時頃になっても帰宅しないので、心配になり友人（以下「僚船船長」という。）に相談した。

船長の親族は、14時10分頃、僚船船長と共に僚船で、船長がよく行く知夫里島南西方沖の漁場（以下「西側の漁場」という。）に向けて知夫漁港を出航した。

僚船船長は、西側の漁場に本船がいなかったため、14時30分頃、知夫里島南東方沖の漁場（以下「東側の漁場」という。）に移動することとし、東側の漁場に向かって僚船で航行中、14時35分

頃、知夫村^{かん}神島西岸の岩礁地帯で無人状態の本船が横転しているのを発見した。(写真3参照)

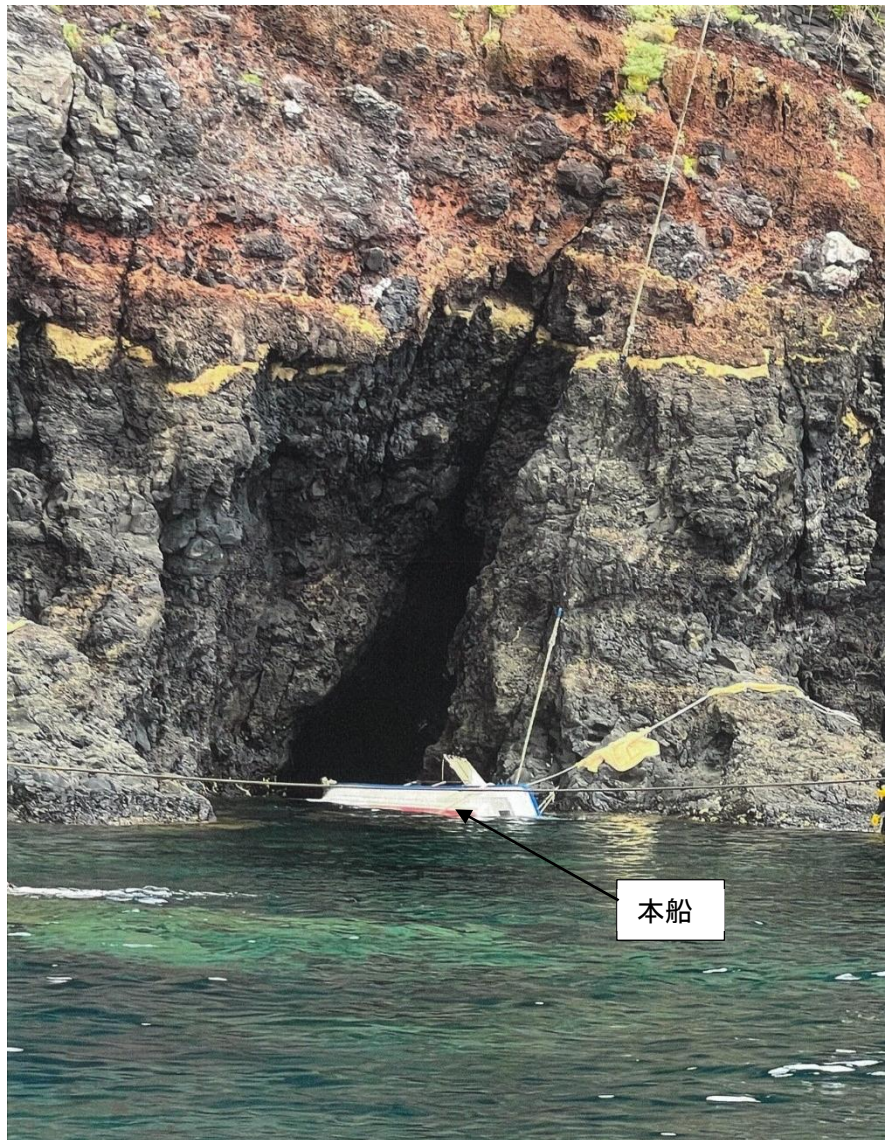


写真3 右舷側に傾いて岩礁地帯に乗り揚げた状態の本船

(漁業協同組合提供)

僚船船長は、付近に船長がいないか捜したが見つからず、14時40分頃、漁業協同組合担当者に船長が行方不明である旨の連絡を行うとともに知夫地区の漁業者に同旨の連絡を行って船長の捜索を依頼した。

漁業協同組合担当者は、14時50分頃海上保安庁に本事故発生の通報を行うとともにボランティアの救難所メンバーに船長の捜索を依頼し、15時00分頃から知夫里島内の全船舶によって船長の捜索を開始した。

海上保安庁は、15時30分頃からヘリコプターによる捜索及び16時30分頃から巡視艇による捜索を開始したが、19時10分頃、日没のため、捜索を中断した。

29日05時頃から知夫里島内の全船舶による捜索を再開し、09時00分頃、知夫地区の漁業者によって知夫村^{あさ}浅島南岸の岩礁地帯で船長を発見した。

(図1 参照)



図1 本船及び船長の発見場所概略図

船長は、知夫地区の漁業者の船舶に一旦収容された後、巡視艇に引き継がれて境港に運ばれ、医師によって、次のとおり検案された。

死亡推定時刻：28日09時頃（推定）

直接の死因：窒息

窒息の原因：溺水の吸引（発症から死亡までの期間：短時間）

その他の事項

- (1) 船長の漁業経験、健康状態等
船長の漁業経験は、約20年であった。
船長の健康状態は、良好であった。
- (2) 本船の状況
本船は、発見時、機関が停止しており、機関操作レバーのスロットルレバーが中速域、同クラッチレバーが前進の位置にあった。また、落水時に船上へ復帰するための縄ばしごや固定ばしごの装備はなかった。
- (3) 船長の救命胴衣の着用状況
船長は、発見された際に救命胴衣を着用しておらず、救命胴衣は本船が発見された近くの海上に浮いているのが発見された。
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の40第4項及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第

	<p>91号) 第137条第1項第4号の規定に基づき、本船の暴露甲板上においては救命胴衣を着用する必要があった。</p> <p>(4) 船長の携帯電話</p> <p>船長は、携帯電話を身につけておらず、本船が発見された近くの海底で発見された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺水による窒息であった。</p> <p>船長は、28日04時00分頃に知夫漁港を出航した後、14時35分頃僚船によって神島西岸の岩礁地帯で無人状態の本船が発見されたことから、この間において落水して短時間の間に溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態が発見された際、主機のクラッチレバーが前進の位置にあったことから、船長が漁場を移動中に体勢を崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的な情報も十分に得られなかったことから、船長が落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、発見された際に救命胴衣を着用しておらず、本船が発見された近くの海上に救命胴衣が浮いているのが発見されたものの、客観的な情報が十分に得られなかったことから、当初から着用していなかったものか、落水時に脱げたものか明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が知夫里島南方沖で漁場を移動中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、乗船中、甲板上の移動や船体の動揺によって体勢を崩して落水することがないように十分に注意すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を着用すること。また、落水時等に脱げることがないように正しく着用すること。